

告示

埼玉県告示第八百二十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	県道
路線名	練馬所沢線
区間	埼玉県新座市新堀一丁目三九六番九地先から 埼玉県新座市新堀一丁目一七九九番一 地先まで